

佐竹台地区連合自治会
第 30 回総会 議案書（抜粋版）

1. 開会の辞
2. 会長の挨拶
3. 議長指名
4. 議事
 - (1) 2025 年度事業報告
 - (2) 2026 年度体制（案）
 - (3) 2026 年度事業計画（案）
 - (4) 連合自治会の会則改訂（案）
5. 新役員挨拶
6. 議長解任
7. 閉会の辞

2026 年（令和 8 年）5 月 8 日（金）

佐竹台市民ホール

(1) 2025 年度 (令和 7 年) 事業報告

A. 佐竹台地区

1. 諸行事

行 事 名	開 催 日	開 催 場 所
自治会長交流会	6 月 13 日 (金)	佐竹台市民ホール
手持ち花火・夏祭り	8 月 23 日 (土)	佐竹台小学校
市民体育祭	10 月 25 日 (土)	佐竹台小学校
歳末パトロール	12 月 28 日 (日)	佐竹台地区
全市一斉合同防災訓練	1 月 18 日 (日)	佐竹台小学校
佐竹台もちつき大会	2 月 15 日 (日)	佐竹台市民ホール
人権啓発推進研修会	人権啓発推進スタッフ減のため中止	—

2. 高齢者支援活動

- ・百才体操、健康体操、各種講座への参加および市民ホールを訪問する都度スタンプを押すスタンプが 4 ケ貯まるごとにコーヒー、ジュース等をサービス
- ・高齢者の体操、各種行事への参加・出席の増加さらに日常の散歩・体力維持に貢献

3. 総会、定例会 (各月第二金曜日開催)

- ・連合自治会総会 : 5 月 8 日 (金)
- ・連合自治会定例会 : 4 月 11 日、6 月 13 日、7 月 11 日、9 月 12 日、10 月 10 日、11 月 14 日、12 月 12 日、2 月 13 日、3 月 13 日 (8 月、1 月は休会)

B. 南千里 5 地区

行 事 名	開 催 日	開 催 場 所
少年を守る南千里大会	6 月 14 日 (土)	南千里プラザ 2 階
ラストサマーフェスティバル	8 月 30 日 (土)、31 日 (日)	南千里駅前広場
グラウンドゴルフ大会	11 月 23 日 (日)	千里たけみ小学校
新春交歓会	1 月 11 日 (日)	南千里プラザ 2 階
とんどまつり	中止	南千里公園

(2) 2026 年度 (令和 8 年) 体制 (案)

1) 佐竹台地区連合自治会役員 (敬称略)

役 職	氏 名	担 当	所 属 自 治 会
会 長		-	
副会長		-	
		-	
理 事		庶 務	
		会 計	
監 事		会計監査	
		会計監査	

2) 連合自治会事務局 (敬称略)

役職、名称	氏 名	担 当	所 属 自 治 会
事務局	尾崎 秀顕	行事	プレミスト千里佐竹台
	木村 寛子	行事	佐井寺
	咲間 稿一	音響全般	竹美会
	大下 沙織	会計	商店会
	吉田 知子	会計	佐井寺
	水木 千代美	広報	佐井寺
	池上 透	IT、HP 全般	さつき会
地域行事 サポーター	古野 隆	行事全般	セレッソコート
	大江 富江		佐竹会
	大驛 俊介		プレミスト千里佐竹台
	奥 明洋		西佐竹台
	和田 卓		パークホームズ千里佐竹台
	井口 真也		緑会

3) その他 (敬称略)

竹見台児童センター	木村 智子
南千里地区公民館	岡崎 義文、木村 寛子

(3) 2026 年度 (令和 8 年) 事業計画 (案)

A. 佐竹台地区

1. 諸行事

行 事 名	開 催 日	開 催 場 所
夏まつり	7 月 25 日(土)	佐竹台小学校
手持ち花火大会	未定	佐竹台市民ホール
市民体育祭	10 月 11 日(日)	佐竹台小学校
歳末パトロール	12 月 28 日 (月)	佐竹台地区
全市一斉合同防災訓練	未定	佐竹台市民ホール

2. 高齢者支援

- ・チャレンジカード事業の継続
- ・高齢者対象行事の支援 (お出かけごはん他)

3. 地域活動支援

- ・クールオアシスの継続
- ・まちの保健室の実施 (協力：済生会千里病院)
- ・地域活動行事の支援

B. 南千里 5 地区

行 事 名	開 催 日	開 催 場 所
少年を守る南千里大会	7 月 4 日(土)	南千里プラザ 2 階
ラストサマーフェスティバル	8 月 29 日(土)	南千里駅前広場
グラウンドゴルフ大会	11 月 23 日 (月)	桃山台小学校
新春交歓会	2027 年 1 月 10 日 (日)	南千里プラザ 2 階
とんどまつり	未定	南千里公園

(4) 佐竹台地区連合自治会の会則改訂 (案)

(各称及び事務所)

第 1 条 本会は佐竹台地区連合自治会と称し、事務所を佐竹台市民ホール (吹田市佐竹台 2-5-1) 内に置く。

設立は平成 9 年 5 月 16 日である。

(目的)

第 2 条 本会は、自治会相互の連携をもって、住民福祉及び生活環境の向上に寄与することを目的とし、行政及び関係機関・団体と相協力し、綿密な連絡調整を図る。

(組織)

第 3 条 本会は、佐竹台地区にある各自治会をもって組織する。

(役員)

第 4 条 本会に下記の役員を置く。

会長	1 名	副会長	若干名	理事	2 名
監事	2 名	相談役	若干名		

(役員を選出及び任期)

第 5 条 役員は、第 3 条により構成された現代表もしくはかつての代表の中から、**もしくは連合自治会事務局を 3 年以上経験した人の中から**前記現代表が選出し、任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。また会長は副会長経験者から選出する。

なお、相談役については、第 4 条の役員の推薦によるものとする。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは会長の仕事を代行する。
3. 理事のうち、庶務担当理事は本会の仕事を担当する。
4. 理事のうち、会計担当理事は本会の会計を担当する。
5. 監事は、会計を監査する。

(総会)

第 7 条 本会は、年 1 回の総会を開催する。また役員半数以上が必要と判断した場合あるいは半数以上の自治会が要求した場合は臨時総会を開催する。

2. 総会は過半数の自治会代表の出席により成立する。

(定例会)

第 8 条 本会は、各自治会代表者をもって構成し、毎月 1 回定例会を開催する。

(専門部会)

第 9 条 本会において必要と認めた場合は、定例会の承認のもと、専門部会を設けることができる。

(運営経費及び会計)

第 10 条 本会の運営経費は、自治会の会費及び寄付金その他をもって充てる。

(会費は、年間 1 戸当たり 500 円)

2. 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、会計担当理事は収支決算を本会に報告し、承認を受けるものとする。

(補則)

第 11 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で審議し、定例会で決定する。

(付則)

1. 本会則は、平成 9 年 5 月 16 日から施行する。
2. 本会則を改正するには、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意を要する。
3. 本会則は、平成 14 年 5 月 17 日から改正施行する。
4. 本会則は、平成 30 年 5 月 13 日から改正施行する。
5. 本会則は、令和 8 年 5 月 8 日から改正施行する。